

生産情報公表豚肉についての 小分け業者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う生産情報公表豚肉についての小分け業者及び外国小分け業者（以下“小分け業者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1219 生産情報公表豚肉

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 1219**による。

3.1

荷口番号

同一の認証生産行程管理者等が管理する個体識別番号又は豚群識別番号に対応する番号又は記号

4 小分けし、及び格付の表示を付するための施設

4.1 小分けのための施設

豚肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造でなければならない。

4.2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設でなければならない。

5 小分けの実施方法

5.1 6.2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせないなければならない。

- 小分けに関する計画の立案及び推進
- 小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別することが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表豚肉への荷口番号の付与
- 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

5.2 小分け責任者が生産情報公表豚肉に荷口番号を付与する場合にあっては、生産情報の公表を担当する者（小分け業者等の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に次の職務を行わせていなければならない。

- a) 荷口番号に対応する個体識別番号又は豚群識別番号によって識別された豚に係る生産情報公表豚肉の生産情報を、生産行程管理者等又はその委託を受けた者が公表しているところに従い、荷口番号ごとに整理し、及び記録し、並びに当該記録を保存すること。
- b) a)の記録に基づき、生産情報を荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表すること。生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、荷口番号を付与した日から3年を経過する前であっても、当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめてよい。

5.3 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 豚肉の受入れ及び保管に関する事項
- b) 小分け前の豚肉の格付の表示の確認に関する事項
- c) 小分け後の豚肉の格付の表示に関する事項
- d) 小分けの方法に関する事項
- e) 豚肉の生産情報の記録、保存及び伝達に関する事項
- f) 豚肉の生産情報の公表に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5.4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保存しなければならない。

6 小分けを担当する者の資格及び人数

6.1 小分け担当者

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- b) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

6.2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、認証機関等が指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。

7 格付の表示を付する組織及び実施方法

7.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

7.2 格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備し

ていなければならない。

- a) 格付の表示に関する事項
- b) 生産情報の処理に関する事項（荷口番号の付与に関する事項）
- c) 荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後にJAS 1219に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 記録の作成及び保存に関する事項
- f) 認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2.2 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

7.2.3 生産情報を有する豚肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と認められなければならない。

8 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制	定	平成16年 6 月25日農林水産省告示第1222号
改	正	平成18年 2 月22日農林水産省告示第 186号
改	正	平成20年11月11日農林水産省告示第1614号
改	正	平成26年 2 月25日農林水産省告示第 302号
改	正	平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号
改	正	平成28年 6 月 1 日農林水産省告示第1264号
改	正	平成30年 3 月29日農林水産省告示第 691号
最終改正		令和 7 年 3 月10日農林水産省告示第 369号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 7 年 3 月10日農林水産省告示第369号
令和 7 年 4 月 9 日から施行する。